

「写」

府保険発第0617001号
平成16年6月17日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長
(公印省略)

政府管掌健康保険における夫婦共同扶養の場合の
被扶養者の認定に係る取扱いについて

標記については、平成15年5月19日付総務省行政評価局長から社会保険庁長官に対し、政府管掌健康保険における夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定に係る取扱いについて、あっせん（別紙）が行われたところである。

夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定については、昭和60年6月13日保険発第66号・府保険発第22号通知により取り扱われているところであるが、一部社会保険事務所において画一的に年間収入の多少で判断している事例が見受けられるため、改めて当該通知における該当部分の趣旨につき、下記のとおり周知するので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、厚生労働省保険局と協議済みである旨、念のため申し添える。

記

1 該当部分

当該通知における「別紙 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について（昭和60年6月12日社会保険各省連絡協議会）」のうち以下の部分

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、下記要領を参考として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うものとする。

記

1の① 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入（当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下同じ。）の多い方の被扶養者とすることを原則とすること。

② 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とすること。

③以下 (略)

神原社労士事務所

「写」

2 趣旨等

- (1) 夫婦いずれの被扶養者とするかについては、画一的に年間収入の多い方の被扶養者とするということではなく、年間収入の多少を認定に当たっての判断材料として、当該家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うものであること。
- (2) したがって、年間収入の少ない方の被扶養者とする旨の届出があった場合でも、当該届出の趣旨も踏まえ、当該家計の実態等に照らし、主として年間収入の少ない方により生計を維持している者と認められるときは、年間収入の少ない方の被扶養者として差し支えないこと。

写送付先 地方社会保険事務局事務所長
社会保険事務所長

「写」

総評相第44号
平成15年5月19日

社会保険庁長官 殿

総務省行政評価局長

夫婦共同扶養の場合の健康保険被扶養者認定に係る取扱いの見直し（あつせん）

当省では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあつせんを行っています。

この度、当省に対し、「私たち夫婦は、ともに政府管掌健康保険に加入しており、子供は夫の被扶養者となっている。子供が病気になったとき、病院に連れて行くのはもっぱら妻である私であり、その都度、夫の被保険者証を持って行く必要がなくなるようになり、子供を私の被扶養者に変更しようとしたが、共働き夫婦の場合、収入の多い方の被扶養者とすることになっているとして断られた。私の収入は夫の収入より少ないが、子供の扶養は夫婦共同で行っており、どちらの被扶養者にするかについては、被保険者に選択の余地を認めてほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において意見を聴取するなどにより検討した結果、下記のとおり、夫婦双方が政府管掌健康保険の被保険者である場合において、夫婦いずれの被扶養者とするかについては、年間収入の多少のみをもって画一的に判断するのではなく、被保険者である夫婦いずれかの届出に基づき、当該家計の実態等に即して、認定を行うよう認定事務の運用を改める必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴庁の検討結果等について、平成15年8月19日までにお知らせください。

記

健康保険においては、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第1条により、労働者の業務事由による疾病、負傷等、及びその被扶養者の疾病、負傷等に關し保険給付を行うものとされている。また、その被扶養者の範囲は、法第3条第6項において、被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫等被保険者と一定の親族關係にあって、「主としてその被保険者により生計を維持するもの」とされている。

厚生労働省は、夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、夫婦いずれの被扶養者にするかについて、被扶養者の範囲を定めた法第3条第6項の条文解釈として、夫婦のうち主として生計を維持している被保険者の被扶養者することとしている。具体的には、各種共済組合法所管省を含めた社会保険各省連絡協議会において認定事務の取扱いについての要領を決定し、これによって被扶養者の認定を行っている。

すなわち、まず、昭和43年3月、①被扶養者の員数にかかわらず、原則として夫の被扶養者とする、②妻の所得が夫の所得を著しく上回る場合、その他特別の事情がある場合には、妻の被扶養者とする等を内容とする統一的取扱要領（「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」昭和43年3月1日社会保険各省連絡協議会）が定められた。

その後、既婚女性の社会進出の増加にかんがみ、上記統一的取扱要領は、昭和60年6月、①被扶養者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とすることを原則とする、②夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るために、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする等の事項を参考として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うものとする内容に改められた。

社会保険庁は、この統一的取扱要領を根拠に、本件のように夫婦双方が政府管掌健康保険という同一の被用者保険の被保険者である場合であっても、原則として、夫婦のうち年間収入の多い方の被扶養者とすることとしている。

しかし、夫婦双方が同じく政府管掌健康保険の被保険者である場合、次の理由から、原則、年間収入の多い方の被扶養者として認定しなければならない必要性は乏しいものとなっている。

- ① 夫婦共同扶養の場合、夫婦として一つの家計を維持しており、被扶養者の医療費についても、どちらが負担するというのではなく、夫婦共同で負担しているとみると自然であって、主として生計を維持する者を確認するために行政が当該家計に立ち入るべきではないのではないかと考えられること。

特に近年においては、共働き夫婦の中にはそれが収入の一部を拠出して家計を賄い、残りは自己の管理とするなど、夫婦のライフスタイルが多様化しており、どちらが主として生計を維持しているかを判断することが困難な家庭が増えていること。

また、このような共働き夫婦の家計の実態を踏まえた場合、どちらの被扶養者とす

るかを収入の多寡によりあえて判断しなければならない必然性は乏しいものと考えられ、むしろ夫婦いずれかの届出に委ねた方が合理的と考えられること。

② 夫婦が異なる被用者保険の被保険者である場合は、夫婦いずれの被扶養者とするかについて、もっぱら保険財政の見地から保険者間で意見が異なる場合が生じ、被扶養者の円滑かつ迅速な認定事務に支障が生じることもあることから、保険者間の統一的取扱要領に沿って認定を行うことが必要と考えられる。しかし、夫婦とも同一の被用者保険の被保険者である場合においては、夫婦いずれの被扶養者とするかをその届出に委ねたとしても、当該保険財政等への影響、支障は生じないと考えられることから、収入の少ない方から届出があった場合であっても、個別に判断してこの者を主として生計を維持する者として認定する余地があるものと考えられる。

したがって、社会保険庁は、夫婦双方が政府管掌健康保険の被保険者である場合において、夫婦いずれの被扶養者とするかについては、年間収入の多少のみをもつて画一的に判断するのではなく、被保険者である夫婦いずれかの届出に基づき、当該家計の実態等に即して、認定を行うよう認定事務の運用を改めることについて検討する必要がある。